



函館市監査公表第27号

函館市長から「平成25年度包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知」があったので、当該通知（写）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成26年10月7日

函館市監査委員 渡 辺 宏 身  
函館市監査委員 植 松 直  
函館市監査委員 北 原 善 通  
函館市監査委員 茂 木 修



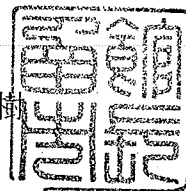


函 市 民

平成 2 6 年 9 月 2 4 日

函館市監査委員 様

函館市長 工 藤 壽 樹



平成 2 5 年度包括外部監査の結果に基づく措置の通知について

平成 2 6 年 3 月 3 1 日に報告を受けた包括外部監査の結果に基づき、  
または当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法第  
2 5 2 条の 3 8 第 6 項の規定により、別紙のとおり通知いたします。

平成25年度包括外部監査の結果に基づく措置  
(特定の事件名 小規模事業の有効性の検証)

## 1 指摘事項

監査対象 部局等	指摘事項の概要	報告書 ページ	措置の内容
市民部 暮らし 安心課	<p>7 多重債務対策関係経費</p> <p>・事業の目的について</p> <p>目的は、「多重債務に関する相談からその解決に至るまでをサポート」としている。</p> <p>市民が法外な金利などの違法な行為により苦しんでいるのであれば、市の役割は警察または法律専門家に相談するように慫慂することであり、また、適法な金銭貸借であって、過剰債務発生の原因が相談者の余儀ない事情に由来するのであれば、社会福祉の問題である。「救済」や「解決に至るまで」介入することが当該の役割であるか疑問である。</p> <p>担当者の作業内容が広範になり過ぎている。どこまで介入すべきなのか、目的の見直しが必要である。</p>	83	<p>借金問題で悩んでいる市民を1日も早く救済し、生活再建を支援するため、借金問題専門の相談窓口を設置したものである。</p> <p>解決に向けた支援のためには、相談者の状況や借金の経緯を正確に聞き取る必要がある、丁寧に相談者の話を聞いている。</p> <p>これによって、問題点や解決策が明らかとなり、法律専門家、庁外関係機関および庁内関係部局への適切な引継ぎが可能となっていると考えている。</p>
市民部 暮らし 安心課	<p>・アウトカム指標の定義について</p> <p>アウトカム指標は予算編成時の予算資料には定義されていない。平成23年度の事業仕分け調書でも定義されていない。</p> <p>アウトカム指標としては、債務減免者数、相談前・相談後の債務減少額、債務減免額、専門家への引継数、専門家への引継ぎに要した日数などが適切である。</p> <p>アウトカム指標を明確に定義すべきである。</p>	84	<p>指摘事項列記のアウトカム指標については、法律専門家に引継ぎを行った相談者に係る債務減免額、過払金返還額および市税等滞納解消額などを毎年取りまとめているところである。</p> <p>「専門家への引継ぎに要した日数」については、相談者の意思や抱える事情によって、1年越しで法律専門家への引継ぎに至るケースもあり、これを指標とするのは適切とは言い難い。</p> <p>いずれにしても、相談業務にふさわしいアウトカム指標の明確な定義については、引き続き検討してまいりたい。</p>

<p>市民部 くらし 安心課</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>相談業務の効率化について            現在では自己破産を要する案件の割合が高まっており、専門家の支援が必須である。的確かつ迅速に専門家に引継ぐのが肝要である。            しかるに、現状の市が実施している事前のヒアリングは広範に過ぎ、また工数をかけ過ぎである。            専門家に引継ぐのであれば、引継ぎに必要なスクリーニングができる程度で十分であり、ここまで詳細な「相談カード」は不要である。相談カードの簡素化、業務の効率化が必要である。            相談1件当たりコストを測定評価し、業務効率の向上をすべきである。</li> </ul>	<p>84</p>	<p>給与債権の差押えなど強制執行手続の段階にある相談者や、過払金の請求時効完成間際にある相談者などについて、的確かつ迅速な引継ぎが肝要なことは認めるところであり、相談内容に応じて適切に対応しているところである。            不要とする「相談カード」については、国のプログラムに準拠したものを使用しているが、あくまでも相談者の事情にあわせ、今後の支援に必要な事項について聞き取りを行っており、無駄に広範なヒアリングを行っているものではない。            業務の性格上、コスト論や効率性がそぐわない面が多分にあると考えている。指摘事項については真摯に受けとめ、業務の効率化に取り組むとともに、相談者のため、早期に問題の解決を図るべく、引き続き努力してまいりたい。</p>
<p>市民部 くらし 安心課</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>業務の設計と目的の定義について            業務を設計する段階で、必要以上の作業を業務内容として盛り込んでしまったものである。            事業の目的として、対象者に対して及ぼすべき変化を「救済と支援を行う」と広範なものとしたことが影響している。            事業の成果・コスト・費用対効果を検証するためにも、事業の目的・アウトカム指標・達成目標を明確に記述し、それを定期的に点検することが必要である。</li> </ul>	<p>84</p>	<p>指摘事項を踏まえ、事業の目的、アウトカム指標、達成目標を定期的に点検してまいりたい。</p>
<p>市民部 くらし 安心課</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活保護受給者からの相談について            生活保護受給者からの相談があった場合、市の生活保護担当者に相談するように懲滯するのみで、市の生活保護の担当部局である福祉部へ引継ぐことはしない。            生活保護受給者から相談があった場合は、市の生活保護の担当部局である福祉部へ通知すべきである。</li> </ul>	<p>85</p>	<p>生活保護地区担当員に相談するよう勧めたところ、相談者が実際には何の相談もしていなかったケースが生じたことを受けて、以後、保健福祉部と連携して対応している。            なお、現在、保健福祉部において被保護者を対象とした債務整理支援プログラムの見直しを行っているところであり、今後、被保護者の借金相談もくらし安心課で対応する方向で検討している。</p>

監査対象 部局等	指摘事項の概要	報告書 ページ	措置の内容
市民部 くらし 安心課	<p>8 地域人権啓発活動活性化事業経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・予算要求資料に事業の目的が記載されていない</li> </ul> <p>平成22年度から平成24年度の予算要求資料に事業の目的が記載されていないなかった。</p> <p>予算要求に当って、事業の目的、すなわち、事業の対象は誰（何）であるか、その対象に対してどのような変化を意図しているのかを明記しなければならない。</p>	86	<p>本事業については、法務省から委託を受けた北海道からの再委託により実施しているものであり、予算要求にあたっては事業目的が記載されている北海道の実施要領を添付しているところである。今後は、予算要求資料において、事業の対象および目的について明記してまいりたい。</p>
市民部 くらし 安心課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予算要求資料に事業の成果が記載されていない</li> </ul> <p>平成22年度から平成24年度の予算要求資料を閲覧したところ、どのような成果が達成できたのかが記載されていない。</p> <p>成果を明確に記載し、拡充すべき事業であるのか、見直し・廃止すべき事業であるのか判断できるようにしなければならない。</p>	87	<p>本事業の目的は、人権尊重の理念に関する正しい理解と人権尊重思想の普及高揚を図り、ひいてはいじめや体罰、児童虐待、インターネット上の誹謗中傷、プライバシー侵害等多種多様な人権問題の減少、撲滅を目指すものであることから、成果を明確にすることが非常に難しいものと考えている。今後は、本事業をより効果的な事業とするために検討してまいりたい。</p>
市民部 くらし 安心課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成22年度、平成23年度、平成24年度の予算要求資料について</li> </ul> <p>平成22年度、平成23年度、平成24年度の予算要求資料として、実施項目・実施数量を記した表しか作成されていない。</p> <p>しかも、その内容がほとんど同一で、前年度のコピーに過ぎない。</p> <p>予算要求資料が形骸化している。事業を拡充するにしても、存続、縮小・廃止するにしても、予算要求資料は、事業の見直しの根拠と、その意思決定過程が明確になるように作成すべきである。</p>	87	<p>本事業の目的は、人権尊重の理念に関する正しい理解と人権尊重思想の普及高揚であることから、事業を継続していくことが重要であると考えているが、予算要求資料については、事業の見直しの根拠やその意思決定過程が明確になるように配慮してまいりたい。</p>

<p>市民部 くらし 安心課</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各年の決算額の妥当性 平成20年度，平成21年度，平成22年度，平成24年度の決算額が4年間，同額である。 市の側で，決算額を予算額に合わせて，ひいては道からの支給額に合わせて，調整した結果である。 地方自治法第2条14項が求めている，「その事務を処理するに当つて」，「最少の経費で最大の効果を上げるようにしなければならない」という規定に合致する行為とはいえない。</li> </ul>	<p>87</p>	<p>本事業は，北海道から4,000千円を事業費として委託されていることから，次年度以降については，ご指摘の主旨を踏まえ予算執行について北海道とも協議してまいりたい。</p>
<p>市民部 くらし 安心課</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業の総合的な収支の検討について 本事業は，一見，収支が均衡しているように見えるが，人件費を含めたトータルコストで見れば，道の委託料を含めても，収支は年間3,750千円の持ち出しである。 人件費を含めて，トータルコストで事業の収支を検討しなければならない。</li> </ul>	<p>89</p>	<p>人件費については，平成26年度において，事務の効率化による業務に関わる人員の見直しを図るとともに，当該業務について再任用職員で対応するなど，既に見直しを行っており，今後においても，コストの削減に努めてまいりたい。</p>
<p>市民部 くらし 安心課</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業の見直しについて 人件費を含めたトータルコストベースでの事業の費用対効果を最小化した上で，事業実施の可否を見直すべきである。</li> </ul>	<p>89</p>	<p>人権啓発事業は自治体の責務であり，この事業を廃止することにはならないことから，本事業が，より効果的な事業となるよう，委託元である北海道とも協議してまいりたい。</p>
<p>市民部 くらし 安心課</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業の成果が測定されていない 啓発物品の配布について，事業の成果が測定されていない。 対象者にどのような変化を生じさせることができたのか，成果を測定する必要がある。</li> </ul>	<p>89</p>	<p>本事業は，人権尊重の理念に関する正しい理解と人権尊重思想の普及高揚を図り，ひいてはいじめや体罰，児童虐待，インターネット上の誹謗中傷，プライバシー侵害等多種多様な人権問題の減少，撲滅を目指すものであり，様々な啓発事業等の継続的な積み重ねにより，その効果が現れるものであることから，啓発物品の配布事業だけで，効果を測定することは難しいものと考えている。</p>

市民部 くらし 安心課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アウトカム指標が定義されていない アウトカム指標が定義されていない。そのためどのような成果がどれだけあったのか不明である。 アウトカム指標を明確に定義すべきである。</li> </ul>	89	<p>本事業は、人権尊重の理念に関する正しい理解と人権尊重思想の普及高揚を目的としていることから、例えばいじめや体罰の減少をアウトカム指標のひとつとして考えられるものの、その測定が困難であり、また人権問題は多種多様で広範に渡ることから、アウトカム指標を明確に定義することは難しいものと考えている。</p>
市民部 くらし 安心課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・費用対効果が測定されていない 費用対効果が測定されていない。事業を拡充すべきか、縮小・廃止すべきかを意思決定するためには、費用対効果の測定が必要である。</li> </ul>	90	<p>本事業は、人権尊重の理念に関する正しい理解と人権尊重思想の普及高揚を図り、ひいてはいじめや体罰、児童虐待、インターネット上の誹謗中傷、プライバシー侵害等多種多様な人権問題の減少、撲滅を目指すものであり、様々な啓発事業等の継続的な積み重ねにより、その効果が現れてくるものと考えている。</p> <p>このようなことから、費用対効果の測定は非常に難しいものと考えている。</p>
市民部 くらし 安心課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人件費コストについて 本事業に投じている人工数は0.5人工である。年間稼働日数を250日とすると125人日を投じていることになり、過大である。業務時間の効率化が求められる。</li> </ul>	90	<p>人件費については、平成26年度において、事務の効率化による業務に関わる人員の見直しを図るとともに、当該業務について再任用職員で対応するなど、既に見直しを行っており、今後においても、コストの削減に努めてまいりたい。</p>
市民部 くらし 安心課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人件費コストについて 作業のすべてを正職員が実施している。嘱託職員・臨時職員でも実施可能な作業は、それら職員を活用して、人件費の低減を図るべきである。</li> </ul>	90	

監査対象 部局等	指摘事項の概要	報告書 ページ	措置の内容
市民部 交通 安全課	<p>9 函館市交通安全推進委員会補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員人工の大幅相違</li> </ul> <p>平成23年度事業仕分け調書と比較し、職員人工に大幅な相違がある。事業ごとの必要作業時間の正確な見積りが必要である。</p> <p>実績時間を把握することを検討すべきである。</p>	92	<p>当該職員人工算出に係る対象業務の捉え方に誤りがあったため、大幅な相違が生じたことから、これを修正するとともに、今後においては正確な把握に努めることとしたい。</p>



平成25年度包括外部監査の結果に基づく措置  
(特定の事件名 小規模事業の有効性の検証)

## 2 意見

監査対象 部局等	意見の概要	報告書 ページ	措置の内容
市民部 くらし 安心課	<p><b>7 多重債務対策関係経費</b></p> <p>・自己破産案件の割合の増加と処理の迅速化について</p> <p>法改正による過払金返還が急減したのに伴って、自己破産手続まで要する事案の割合が増加していることが推定される。</p> <p>過払金の返還がなく、債務削減のために自己破産手続が必要となれば、所有財産の把握・評価やその処分をどうするかなど、幅広くかつ専門的な介入が必要となる。</p> <p>1日も早い専門家の助言・介入が必要であり、市の役割は、従来にも増して専門家への引継を的確かつ迅速に行うことである。手続きをより迅速化することが望まれる。</p>	83	<p>法的整理のみで多重債務問題の解消が図れるのであれば、速やかに法律専門家に引き継ぐことは有効である。</p> <p>本市があえて多重債務相談専門の窓口を設置しているのは、相談者の「債務整理後」を見据え、庁内連携を図る必要があると認識しているからである。</p> <p>なお、法曹有志を中心とする行政の多重債務対策の充実を求める全国会議や『多重債務問題改善プログラム』を策定した国は、「法的処理は多重債務問題解決のための一側面にすぎないのであって、真の問題の解決に繋がるとは言い難い」との知見にたつて、地方自治体に相談体制の充実を求めているところである。</p> <p>今後も、引き続き相談者の生活再建に向けて努力してまいりたい。</p>
市民部 くらし 安心課	<p><b>8 地域人権啓発活動活性化事業経費</b></p> <p>・アンケートの実施方法について</p> <p>人権の花運動については、対象小学校の教員にアンケートを実施しているが、事業のコストを明示せずに、児童に「役立った」かどうかを聞いている。回答は、すべて「たいへん役立った」であった。</p> <p>無償でサービスを受ける受益者に感想を聞けば、肯定的な回答が自ずと多くなる可能性がある。</p> <p>受益者にアンケートをする際には、事業のコストを明示して意見を問うなどの工夫が必要である。</p>	89	<p>人権の花運動の目的は、児童が協力しながら花を育成することを通して、協力・感謝することの大切さを学ぶとともに、情操を豊かにし、やさしい思いやりの心を体得させ、人権思想をはぐくむことを目的としており、ひいては小学生の「いじめ」や「自殺」の抑制等につながることを意図しているため、成果の明確化が難しい。アンケートについては、効果測定や意見聴取の手法のひとつとして実施しているところである。</p> <p>今後も本事業がより効果的になるよう関係者等から意見をいただきながら検討してまいりたい。</p>



函 農 企  
平成26年9月18日

函館市監査委員 様

函館市長 工 藤 壽 樹



平成25年度包括外部監査の結果に基づく措置の通知について

平成26年3月31日に報告を受けた包括外部監査の結果に基づき、または当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法第252条の38第6項の規定により、別紙のとおり通知いたします。

平成25年度包括外部監査の結果に基づく措置  
(特定の事件名 小規模事業の有効性の検証)

1 指摘事項

監査対象 部局等	指摘事項の概要	報告書 ページ	措置の内容
農林水産部 農務課・ 水産課	<p>農業・漁業担い手交流事業費 過大な予算について</p> <p>決算額が年々低下し、平成24年度は執行中止となった。それに対し、予算は毎年450千円設定している。平成23年度の予算は500千円である。</p> <p>予算が過大である。執行しないのであれば、予算要求すべきではなかった。</p>	201	<p>本事業は、生産者価格の低迷や生産コストの増大など共通の課題を抱える一次産業でありながら接点の無かった農業・漁業の担い手の交流を図り、互いの理解を深め、仲間意識を醸成し、互いに刺激しあうことで起業家・経営者としての資質の向上を図る場を提供することを目的として、講演会や意見交換会などを実施してきた事業である。</p> <p>平成25年2月に、本事業の成果を確認するため、担い手を対象としたアンケート調査を実施したところ、農業・漁業後継者の交流については、平成23年度に実施した「市長と農業・漁業後継者が語る会」と統一して実施することを要望する結果が得られたことから、本事業については、予算執行を中止する判断を行ったものである。</p> <p>今後の予算要求にあたっては、ご指摘いただいた点に留意し、適切な時期に事業効果の検証を実施することで、予算要求へ反映してまいります。</p>

平成25年度包括外部監査の結果に基づく措置  
(特定の事件名 小規模事業の有効性の検証)

## 1 指摘事項

監査対象 部局等	指摘事項の概要	報告書 ページ	措置の内容
農林水産部 農務課・ 水産課	<p>農業・漁業担い手交流事業費 予算要求資料に事業の目的が記載されていない</p> <p>予算要求に当って、事業の目的、すなわち、事業の対象は誰（何）であるか、その対象に対してどのような変化を意図しているのかを明記しなければならない。</p> <p>平成22年度、平成23年度、平成24年度の予算要求資料について</p> <p>本事業は、平成24年度で執行中止となり、それ以降は実質の上、廃止となった。その前、3年間の予算要求資料が、講演等の行事の内容・年月日・数量・金額等の数値が異なることを除けば、その記載内容が一字一句全く同一である。決算額が0円であった平成24年度も、それ以前の年度と内容が同一である。</p> <p>予算要求資料が形骸化している。</p>	201	<p>今後の予算要求にあたっては、事業費の積算や事業の内容、目的などが資料等において明確となるよう努めてまいりたい。</p>
農林水産部 企画調整課	<p>農水産物生産品販路開拓・需要動向調査事業 予算要求資料に記載の目的について</p> <p>予算要求資料では、大事項ベースの目的を記載しているが、本事業自体については、事業詳細と位置づけられ目的は記載していない。</p> <p>大事項に記載している「新たな生産品を商品化し販路を拡大・開拓」では、対象と意図する変化を明示しているとは言えない。事業の目的を明確に定義すべきである。</p>	204	<p>本事業は、関東や札幌市など大消費地における函館産農水産物やそれらを加工した生産品の販路の可能性を調査するとともに、生産品等を実需者にPRし、評価を向上させることで、他産地との差別化を図り、生産者所得の向上につなげることを目的としている。</p> <p>また、予算要求資料については、これまで、大事項で総括的な方向性を示す目的を記載し、中事項で具体的な事業内容を表していたが、資料の作成にあたっては、体系的にわかりやすく説明することが必要であるとの考えから、平成26年度の予算要求においては、中事項のそれぞれの目的についても記載する内容に変更したものである。</p>

平成25年度包括外部監査の結果に基づく措置  
(特定の事件名 小規模事業の有効性の検証)

## 1 指摘事項

監査対象 部局等	指摘事項の概要	報告書 ページ	措置の内容
農林水産部 企画調整課	<p>農水産物生産品販路開拓・需要動向調査事業</p> <p>農水産物生産品開発支援事業費の予算額と決算額について</p> <p>平成23年度、平成24年度とも、予算額が決算額を大幅に上回り、平成25年度の決算額は0円となる見込みであり、予算額が過大であった。</p> <p>また、平成23年度において、3,564千円を繰越明許費としているが、翌平成24年度の執行は182千円に留まった。</p> <p>これは、翌年度、実際の支出が見込まれない金額を繰越明許費としていたことになり、達成目標を明確にするなどの執行管理が必要である。</p>	205	<p>農水産物生産品開発支援事業は、市内の農水産物生産者等が生産する農水産物の加工等による付加価値の向上を促し、農業者および漁業者の経営の安定化ならびに地域ブランド力の向上を図るため、試作品開発等に要する経費に対し支援を行っている。</p> <p>農水産物生産品開発支援事業は、公募し審査会を経て事業認定しているが、平成25年度については、応募が無かったことから、本事業を執行しなかったものである。</p> <p>また、本事業は、年度をまたいだ事業期間を設定することができることから、平成23年度に認定した事業の予算を平成24年度に繰越したが、補助金の確定額が減となった事業があったことから、当初の繰越明許費を下回る決算額となった。</p> <p>これは、補助金の額の算定において、補助対象経費から試験販売収入の一部を控除する規定（函館市農水産物生産品開発支援事業費補助金交付要綱第7条）があることから、当初の計画を上回る販売収入が得られたことにより、最終的な補助金額が減額となったものである。</p>
農林水産部 企画調整課	<p>青果物地方卸売市場管理費（維持補修費）</p> <p>人工削減の必要性</p> <p>青果物地方卸売市場維持補修費に係る配置人員は、正職員が0.1人工となっている。年2～3件の工事に対して、要している人工が多すぎる状況で、1工事あたり、240千円要していることとなる。</p> <p>直接効用をもたらす作業費に比して、管理に要する人件費が過大で、工事フルコストが高く、費用対効果が低く、本事業に要する人工の削減が必要である。</p>	212	<p>人工の算出については、平成23年度の事業仕分けの考え方に基づき算出したものであるが、平成26年度から実施している「事業評価制度」において、共通の算出基準を設定していることから、今後においては、この基準を活用してまいりたい。</p> <p>なお、この共通算出基準によると、本事業の人工数は0.05程度となるものである。</p>

平成25年度包括外部監査の結果に基づく措置  
(特定の事件名 小規模事業の有効性の検証)

## 2 意見

監査対象 部局等	意見の概要	報告書 ページ	措置の内容
農林水産部 農務課・ 水産課	<p>農業・漁業担い手交流事業費 事業廃止の意思決定が明確にされて いない</p> <p>平成24年度は執行が中止された。実態的には、平成24年度で事業を廃止したものである。</p> <p>ところが、平成25年3月付けの起案書において、「市長と担い手の意見交換会を創出し、農業担い手の交流についても当該語る会により、引き続き実施していくこととしたい」とし、形式的には事業を存続することになっている。</p> <p>成果の乏しい事業を縮小してきたこと、最終的には、受給者・対象者アンケートの結果を実施した上で、実質的に事業を廃止したこと自体は評価できる。</p> <p>しかし、事業の成果の検証・それに基づく事業の見直しというPDCAサイクルを、組織として機能させるためには、事業廃止の意思決定プロセスを明確にすることが望まれる。</p> <p>事業を実質的に廃止したのであれば、廃止の旨を明確にすべきである。</p>	201	<p>平成19年度から実施してきた本事業は、平成25年度に「市長と農業・漁業後継者が語る会」と統合したところであり、平成25年2月に本事業の成果を確認するため、担い手を対象に実施したアンケート調査結果を踏まえ、平成24年度についても、予算執行を中止する判断を行ったところである。</p> <p>アンケート調査の結果をまとめた際の決裁書には、語る会との統合については記載していたものの、本事業の中止について、明記されていないとのご意見については、その趣旨を踏まえ、事業成果を検証し、それに基づく対応策の意思決定を明確にするとともに、継続する事業についても、その関連性や目的などを明確にし、適切な事務処理に努めてまいりたい。</p>

平成25年度包括外部監査の結果に基づく措置  
(特定の事件名 小規模事業の有効性の検証)

2 意見

監査対象 部局等	意見の概要	報告書 ページ	措置の内容
<p>総務部 行政改革課</p> <p>農林水産部 企画調整課</p>	<p>農水産物生産品販路開拓・需要動向調査事業</p> <p>事業の区分について</p> <p>本事業に関連する事業として、2つの事業「農水産物生産品ビジネスマッチング事業費」、「農水産物生産品開発支援事業費」があり、これら3つの事業はいずれも大事項「農水産物生産品販路開拓・拡大事業費」に属している。</p> <p>平成23年度の事業仕分け調書では、本事業のみが記載されており、他の2つの中事項ベースの事業は事業仕分け調書に記載されていない。</p> <p>これでは、予算編成上の事業区分と、事業評価上の事業区分が不整合であり、整合させた上で、事業評価を予算編成に反映させる仕組みを構築することが望ましい。</p> <p>なお、予算編成作業の効率性を重視する観点から、予算規模がごく少額である本事業を細事業とし、大事項を事業とすることも考えられる。しかし、市の現状では、政策・施策・事業のレベルの区分を意識して、目的の定義、成果の把握がなされているとは言い難い。基本どおりのレベル区分とするのが妥当であろう。</p>	<p>203</p>	<p>平成23年度の事業仕分けにおいては、当初予算に計上した事業を対象とし、平成23年7月に調書を作成したものであり、ご指摘の2事業については、平成23年6月補正で計上した事業であったことから、事業仕分けの対象外となったものである。</p> <p>なお、今後、事業評価の実施にあたっては、予算事項との整合について留意してまいります。</p>
<p>農林水産部 農務課</p>	<p>耕畜連携型自給飼料増産事業費補助金</p> <p>事業仕分けにおける人工の算定</p> <p>予算化された事業を実施するには、事業に直接携わる職員の人件費、また、それを支援する間接業務部門の人件費を要する。内部仕分け等において、人工を勘案するに当たっては、明確な計算根拠を設けるべきである。</p>	<p>207</p>	<p>人工の算出については、平成26年度から実施している「事業評価制度」において、共通の算出基準を設定していることから、今後においては、この基準を活用してまいります。</p>

平成25年度包括外部監査の結果に基づく措置  
(特定の事件名 小規模事業の有効性の検証)

2 意見

監査対象 部局等	意見の概要	報告書 ページ	措置の内容
農林水産部 農林整備課	<p>造林事業促進補助金 補助水準の再検討</p> <p>函館市は他市と比較し優遇した補助を実施しており、森林保護はグローバルな課題ではあるが、市財政厳しい折、特に造林を促進し、他市と比べて手厚く上乗せ補助することが、費用対効果が高いか不明である。補助水準が必要に見合ったものか再検討することが望まれる。</p>	208	<p>近年、京都議定書の採択などをきっかけに、森林の持つ二酸化炭素の吸収固定や水源かん養、災害防止などの公益的機能の発揮が重要となっており、加えて、本市は、沿岸漁業では全国でも屈指の水産都市であることから、豊かな海づくりには豊かな森づくりが不可欠と考えている。</p> <p>しかし、人工林の育成は、長期間の継続的な投資が必要であり、木材価格低迷など厳しい林業情勢による森林所有者の経営意欲の減退、森林所有者の高齢化、不在村化などにより、適時適切な森林整備の実施が困難な状況にある。</p> <p>このことから、森林所有者の負担の軽減と経営意欲の継続を図っていくため、国および道の補助制度に加え、市が上乗せ補助を実施しており、今後も、現状の補助基準を維持し、適切な森林整備を促進してまいりたい。</p>
	<p>造林事業促進補助金 人工水準削減余地の検討について</p> <p>函館市は他自治体と比較し、優遇した補助を実施している。補助内容を見直すことにより人工削減の余地が無いかが検討することが望まれる。</p> <p>人件費を含めたトータルコストでのコスト管理が必要である。</p>	208	<p>本市では、森林の持つ公益的機能の増進を重視しており、積極的に造林事業への支援を行っている。</p> <p>これまでに、補助事業を効果的に運用するため、数回、制度改正を行っており、平成13年度には、人工造林事業について、市の上乗せ補助を要件に交付される北海道補助金を活用するため、補助率の見直しを行ったほか、平成22年度には、所有者負担が大きい保安林の森林整備に対する支援を手厚くしたが、その際、一部の森林施業については、補助対象外とする見直しを行っている。</p> <p>今後も、林業情勢や国の制度改正を見極めながら、造林事業を促進していくが、人工の削減については、補助金交付事務の手順などを再度検証し、効率的な業務執行体制の構築に努めてまいりたい。</p>



平成25年度包括外部監査の結果に基づく措置  
(特定の事件名 小規模事業の有効性の検証)

## 2 意見

監査対象 部局等	意見の概要	報告書 ページ	措置の内容
農林水産部 企画調整課	<p>青果物地方卸売市場管理費（維持補修費） 入札・相見積の入手の検討について</p> <p>突発的な災害等による破損等であれば、緊急修繕工事として扱うことは妥当と考えられるが、維持補修実績からも緊急性に疑問がある。緊急修繕工事ではなく、通常の工事業者選定と同様に入札又は相見積入手を行う必要がある。</p>	213	<p>通常の修繕については、入札、見積り合わせ、または、地方自治法施行令第167条の2第1項の規定に基づく随意契約で、業者選定を行っている。</p> <p>破損・劣化等により使用困難な状況で、速やかな復旧が必要な場合については、口頭での依頼により、調度課で業者を選定し、事務手続きを事後に行うことを定めている（緊急修繕。H21.8.31調度課事務連絡）。</p> <p>緊急性については、突発的な災害等に限らず、円滑な市場運営に支障を来す恐れがあるかどうかの観点から、当課職員が現場を確認し、市場関係者と協議したうえで判断しており、これまでに実施した緊急修繕については、いずれも緊急性を認めたところである。</p> <p>今後においても、緊急性については、厳密に判断し、計画的な実施が可能である修繕については、通常の修繕として、見積り合わせ等を実施してまいりたい。</p>
	<p>青果物地方卸売市場管理費（維持補修費） アンケートや満足度調査の導入について</p> <p>アウトカム指標に関しては、「不良箇所を元に復旧させることが目的であるため指標に表しにくい事業」とのことであり、予算に合わせて修繕工事を実施してしまう恐れがある。</p> <p>必要な工事の有無・内容や工事結果の満足度などの調査・アンケートを市場利用者に対して行い、数値化してアウトカム指標とし、本当に必要とされる工事のみを適時に実施する事業とする必要がある。</p>	213	<p>卸売市場は、生鮮食料品等を市民に安定供給するという使命を担っているが、一般的な公の施設とは異なり、市民が直接利用する施設ではなく、間接的に市民福祉の増進を図る公の施設である。</p> <p>この卸売市場の機能を発揮するためには、市場を利用する市場関係者と協力して、その環境を整える必要があると考えており、築後40年を経過し老朽化が進む当該施設の維持補修および改修工事の実施等に当たっては、市場関係者が集う管理連絡協議会での意見も踏まえながら施設機能の必要最低限の確保を図っている。</p> <p>今後も、修繕が必要な箇所や修繕後の市場関係者の満足度などを把握するため、協議会への参加や日常対話を通じて、関係者との意思の疎通を図ってまいりたい。</p>